

平成26年度

第1回 徳島県いじめ問題等対策審議会 議事録

- 日 時 平成26年5月22日(木) 10時から正午
- 場 所 県庁10階 特別大会議室
- 出席者 13名(2名欠席)
- 会議概要

1 開会

- (1) 教育委員会あいさつ
- (2) 委嘱状交付
- (3) 自己紹介
- (4) 会長・副会長選出
- (5) 会長あいさつ

2 協議

- (1) いじめ問題等対策審議会設置にいたる経緯説明
- (2) いじめ防止等の対策について

3 閉会

2 協議内容

【 会長 】

今回の国の法律で、ポイントはまさに国、学校のサンドイッチ状態の上と下のところで基本方針をしっかりと組んで欲しいということ。徳島県は全国でも非常に早い段階で条例を作るという形を取った。これはいじめにおける徳島県の姿勢を示しているといえる。本協議会設置に至るまでの経緯説明が事務局よりある。

【 事務局 】

(説 明)

【 会長 】

当審議会は「徳島県におけるいじめの防止等のための対策」「重大事態に係る事実関係の調査」「児童生徒のいじめをはじめとする生徒指導上における課題」について審議する。みなさんの率直な意見が出るからこそ、この審議会の役割である。いじめ防止等の対策について、みなさんが思われていることを共有したいと思う。

【 委員 】

「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」中に「いじめ防止等に関する基本的な考え方」が示されている。その中で、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要であるという指摘がある。過去にいじめ問題によって中学生が命を絶つ事件があった。過去の事件が起きた際には、学校も社会もそのとき考えられる適切な対応をしたと思う。しかし、いじめ自殺事件が繰り返されている。いじめをしている加害者やそれを見ている傍観者など、出ないようにするための抜本的な対策が求められている。未然防止の観点からの予防教育が大切である。この予防教育について昨年からは鳴門教育大学で取り組んでいる「徳島版予防教育」に大きな期待を寄せている。子どもたちの発達過程に関わっていきながらその中でストレスをどう受け止め、自分なりにどう解決していくかという力が必要と思う。

予防教育については、小学校3年生から中学校1年生までのプログラムを作って、それを今、県が指定している市町村の学校で実際に行っていると思う。その子どもたちが、これから学年が上がって行き、中学生になったときにどんな効果があるのか、効果があるのであれば、全県的に普及啓発をしていただきたい。そのためにもある程度の期間、この事業は継続して欲しい。

2つ目は、いじめの早期発見についてである。先ほど言ったストレスと上手に対応できる子どもが増えてくれば、当然いじめは減ってくる。生徒指導上の諸問題も少なくなってくると期待している。

私の勤務する中学校の取組の一端を紹介する。本校でも「いじめはどの子にも、どの学校にも起こる」ということを前提にすべての教職員が、いじめの小さな芽を見逃さないような取組をベースにしている。昨年、県教育委員会から「子どもたちをいじめから守りぬくために」、徳島市の教育委員会からも「いじめのサインに気をつけましょう」これらを、いろいろな場面で活用させてもらっている。

また本校では、生徒の心の悩み、心配事などに対して教育相談に力点を置いて取り組んでいる。教育相談の中核を担っているのが、臨床心理の専門的な知識や経験をお持ちのスクールカウンセラーの方で、週に1回来てもらっている。本校ではこのスクールカウンセラーが積極的に生徒へ働きかける『攻めのカウンセリング』を行ってくれている。具体的には、新入生すべてを対象に5月の連休明けより個別に『お試し面談』を実施している。小学生のとき受けた事

が無いカウンセリングへの不安、ためらい。カウンセリングを受けるためのマイナスイメージを払拭してもらって、気軽にスクールカウンセラーと話ができるようにと取り組んでいる。また、本校では小学校6年から中学校へ入ってくる時の『中1ギャップ』の壁を取り除く取組として、昨年度2月、小学校6年生にどんなことが不安なのか聞き取りを行った。それを今度は中学生に投げかけて、アドバイスをしてもらおう。その答えをまた小学校へ持ってかえってもらう。保護者にも同様のものを配った。中学校へ入る前のハードルを少し下げることができたと思う。このような取組があって、入学して1ヶ月が過ぎた時期に、先ほど述べたスクールカウンセラーの全員面接につながるわけである。小さいストレスを解消していくという取組を行っている。

スクールカウンセラーに週1回来てもらっているが時間的に少ない。相談体制を充実させるためにはもっと多くの時間を配分し、それを学校で有効活用させたい。相談機関の拡充を配慮ください。

【 委員 】

先生方それぞれいじめ等に関するアンテナの感度が違うと感じた。感度の高い先生のクラスでは、いじめがあってもすぐに解決できるし、大きな問題には至らない。

法律ができたことで先生方の感度の差が狭まった気がしている。またこれを機会として、具体的にいろいろな研修ができるようになった。

小学校では、いじめ防止に規律・学力・自己肯定（有用）感が必要と感じている。小学校で規律が無ければ強いものに刺激されていく。それから学力的に厳しい場合、高学年になると自己有用感が低くなる。ただ小学校の場合はクラブ活動はないが、子どもたちが活躍する場が中学校より多いような気がする。それは行事がたくさんあるからである。

大事なこととしてミニケース会議を行い、空いている時間に情報を共有することになっている。毎朝、子どもたちにあいさつをしているが、いつもと違う態度や行動をしている子どもがいれば、その子を覚えておき、放課後に担任の先生からの聞き取りや保健室の利用状況報告を受ける。そういった話合いをするようにしている。

アンテナの感度を全教員が高くしなければならないが、共有することや一緒に話し合うことで少しでも子どもたちに先生方が寄り添うことができると考えている。

勤務時間の雑談の中で見えてくることもたくさんある。だから先生方にももう少し余裕があってそんな時間が持てたらと思う。

小学校低学年の特別支援を要する子どもをどう育てていくか、それから子どもたちに自尊感情、自己有用感を感じさせるために学校がどうしていくか。それが大事。

どの子にも幸せになって欲しい。どの子にも笑顔になって欲しい。中学生とは違う、子どもたちの純粋さとまっすぐな気持ちに触れて、絶対にこの子たちを悲しませてはいけないう思っている。先生方と難しい話はしないが、職員室が子どもの話でいっぱい。子どものいいところや子どもが困っていることでいっぱいになればと思っている。

【 委員 】

今回の方針が出されたことによって幼稚園から小中高そして大学へと子どもたちに学校教育の目的や子どもたちに望むことは一緒であると感じた。今回方針ができたこと、審議会ができたことで連携というタスキをつないでいくことが大事だと思っている。

私も一番大事なのは予防だと思う。高校になっていじめが出たとき、追求していくと高校で始まったことではなく、中学校、小学校、幼稚園とそんなところから始まってたということがあった。高校になると、仲良くしなさいでは解決しない状況になっていることが多い。そういう意味で小さいときに芽を摘んでいて欲しい。いじめをすとか、差別するとかは、人間として恥ずかしいことと教え込んでおくことが大事。

小さいときから善悪の判断ができる。難しいかもわからないが、そういった角度からいじめの予防ができないかと思う。

高校1年生の5月ぐらいに初めて携帯電話を持ちはじめ、教員にわからないような言葉で友だちのことをツイートするということがある。それが、仲間同士という人間関係の中で行われている。非常に発見が難しい現状にある。予防も難しいし、解決も難しい。だから幼、小、中、高と人の一生を考えた時、幼い時期に教え、人権問題に関しては、発達段階に応じて理解させ予防していくべきである。

【 委員 】

基本方針を読ませていただいたスクールソーシャルワーカーの立場から話をしようと思う。スクールソーシャルワーカーとして学校に関わったとき、学校が困っている問題が、児童が困っている問題なのかと考えさせられたことがある。それは、スクールソーシャルワーカーとして第三者的、（学校と家庭の）中間の立場に関わったために見えてくるものかと思った。子どもたちが抱える問題は家庭環境と密接につながっており、いじめっ子、いじめられっ子、問題のある子はどんな悩みを抱えているか。だからどのような関係機関と連携していけばその子にとって適切なのかと考えている。派遣という制約の中で対応できなかったことが心残りになっている事案もある。

多くの要因が複雑に絡み合っていて、解決までに至らなかった。家庭や経済的な問題には支援に時間がかかる。そのためにも各学校にスクールソーシャルワーカーの派遣を考えていただきたい。その時その時の対症療法で派遣制度を使うのではなく、本質的な課題や問題の改善をしていかなければ、不登校やいじめの対症、家庭内のストレス問題や学力の問題から悪影響を及ぼし、いじめる側へ回ってしまう可能性もある。

我々スクールソーシャルワーカーは、大人の間人関係の再構築のお手伝いをして人と人をつなぐネットワークを作るといのが職務となっているが、学校を中心とした教育環境の中、福祉による家庭への支援、身体的、肉体的支援をネットワークを通じて小学校、中学校、高校間の関係づくりに協力したい。その上に相談窓口を広くして相談事業者に気楽に相談できる雰囲気作りをする。いじめは深ければ深いほど、不安も大きければ大きいほど言いにくいものである。だからこそ、早い段階で相談すれば、いじめの芽を早くキャッチできるし、不安を話すことができる。教職員が一人で抱え込まない学校づくりというのをしてもらいたい。

加えて、いじめ防止の観点から、NHKの「いじめノックアウト」という番組に徳島県でも2つの小学校。今後参加ということで2つの中学校と1つの支援学校が名乗りを上げているそう。子どもたちがいけないこととわかることが大事なことで県内の小学校や中学校、高校すべての生徒が、そういった取組に参加できたらいいと思う。自分で考えて、自分たちの力でいじめ問題を考えていけることが一番大事。

【 委員 】

いじめという問題は人間の持っている深い問題なので、簡単に分析や診断や指導ができるという問題ではない。私は39年という相談活動の経験を通して、ある程度うまくいったと思われるケースを重ねてみると解決する能力が身につけている人は解決している。つまり自我が育つというのが根本と思われる。

大事なことは、いじめ問題に遭遇する人たちが気づくというか、発見すること。具体的に言うと、自我を成長させるというプロセスを援助することが本質的な解決に近いのではないかと思う。

ひとつの提案だが、「考える」ということをみなさん言うが、「いじめは良いか？マルかバツをつけろ」と訊けば、100人が100人、マルはつけない。ただでなくなならない。自分をコントロールする能力がない。「修身」という言葉を入れなくても「自修」という概念を人間が生きていく上では、教育という概念の中に根本的になくしてはいけない。そういう面からするとホームルーム等で先生がファシリテーター的な役割をしっかりと勉強されて、子どもたちと一緒に考える。何がいけないことで、何がいいことなのか。どうしたらうまくいくのか。ということ子どもたちが自ら考え、学習する態度を育てていくことが解決策のひとつの方法だと思う。

【 委員 】

保護者も学校も地域も課題に取り組んでいるのにいじめがなくなならない。

今回、組織改革で人権教育課に移したけれど、いじめは生徒指導だけではない。やはり心の問題であるという視点に立っていじめの問題に取り組んでいくことがひとつの大きな方向転換である。そういう意味で、県教委の措置はいじめ問題に対する視点を変えて、単なる生徒指導の側面で捉えるのではなく、心の教育と捉えるのはいい方向に向かっていると思う。心の教育というのは学校現場でも道徳教育とか人権教育をやっているが、すべての教育の中で一貫して続けられているかを子どもたちは敏感に見ている。道徳の時間で道徳のことをしても日常の教育活動の中で道徳教育ができていないところを見られている。学校訪問をすると教室の花瓶の花がドライフラワーになっていたり、掲示された友達のプロフィールに押しピンが突き刺さっていたりする。そういう現実が一方である中で、人権教育だ道徳教育だ言っても、子どもたちに見透かされてしまう。しかし、頼るのはやはり学校の先生にしかない。先生方の「力量」と「使命感」である。もちろん保護者の協力は要るし、地域の協力も要るが、一人一人の子どもたちの心のひだに染み渡るような、日常的な教育ができる教師を育てていかなければいけない。そして、先程の話にあったようなファシリテーター教育もする。そして心の教育をして、子どもたちの心をどうしていくか、今がチャンスと思う。

【 委員 】

私は現在社会福祉士という立場で中学校に行っている。

私の思いとして、日常の業務の中で自己肯定感を持たせるようしている。学校現場なので学力も併せてついてくる。次に進むステップである進路に向けて、自分でその道を選択させられるよう共に考え、耳を傾けている。しかしそんな相談の場にも来られない子もいる。相談する力が無い子もいる。そんな子は誰かが発見してあげないといけない。その子が持つ人間関係や問題点がそれぞれあり、その中で私がいるということは、先生のように先生でないので相談しやすいということなのかもしれない。身体についてからかわれる。力の弱い子がもみくちゃにされて遊ばれる場面を見かけたことがある。後で、加害の子どもに声をかける。関係性ができていないとまったく本音は聞き出せないが、普段から関係性ができていると本音が出てくる。何か悩んでいそうだなというときに声をかけると本音が出てくる。涙ながらに打ち明ける子も

いる。

いじめという問題で、被害性というものに対して、子どもたちが安易に行うことがある。暴力といっても程度がある。お金に関しては明確だが、品というものの中の「データ」という目に見えないものに関しては、どこに所有者がいて、誰の持ち物かよくわからないものやりがある。形があろうがなかろうが盗ってはいけないということを徹底して教える。

いじめ防止対策推進法が大人の中で政策がなされるということは強い思いがあつてのことで、子どもたちにも教える場があればいいと思う。知っていたらしない者もいる。また知っているので行動を抑える者もいる。法律が作られた経緯を知ることによって何をしようとしているかがわかる。

相談する窓口を広げる。知っていても行かないといった子にも格差が生じないようにことを徹底して、相談の窓口を考えていかなければいけない。週1回のカウンセリングでも有効であると言っていたが、タイミングが合わなければ何日も問題を抱えておくことになる。時間的な問題などに影響されない広い相談窓口が有効だと思う。

また、加害者になってしまったとき。いじめをした側のカウンセリングも必要になる。いじめをする裏に何かあると思われる。未熟ゆえ、して悪いこと、されて嫌なことを自分に置き換えることは中学生ぐらいでもできない子もいる。その子の話にも耳を傾ける場面も必要と思う。

【 委員 】

いじめを受けた児童、虐待を受けた児童、対教師暴力とか児童間暴力をした児童生徒または窃盗とか非行少年の保護をしている。家庭的に恵まれず、協調性がなく、一緒に遊べない子どもがいる。一人親家庭であったり、DVがある家庭であったり、家庭的に安定していない子どもが多くいる。すぐイラッとして叩いたり、突き飛ばしたりとか、また愛着障がいの子でもあれば中学生くらいでもベタベタしてくるのだが、「これ以上はやめて」と言うと、拒絶されたと思い、叩いてきたりする。人に対する距離感がわからないのである。じっとしてられない子どもも多い。このような子どもたちに、そのスキルを教えてもなかなかうまくいかない。わからない。幼少期から叩くことはいけないと教えても身につかない。また、人の痛みがわからない子どもが増えてきているように思う。寂しい思いをしている子どもがいて、一時保護所から養護施設に行くわけですが、養護施設ではなかなか対人関係を取れない子どもが多い。問題を起こして、はじかれ、疎外を感じ、ますますパニックを起こして、エスカレートするという連鎖を繰り返してしまう。最近では、温かみがある家庭が減ってきている。

周りの子とうまくいかない。叩くことで関わりを持とうとするがうまくいかない。虐待も上手に親に甘えられないので保護されると職員に対して暴言とか暴力とかで関わりを持とうとする。先生とうまく関わりをもてないので悪いことを無意識でしている。我々もこの子はひどいことをするから厳しく指導しなければいけないというのにも必要とは思いますが、家庭的にうまくいかないということを理解して温かく関わっていくことも大切である。そうしていくと児童自立支援施設に1年ぐらい入所している生徒で大暴れし、手をやいた子たちが、数年後、懐かしがって、近況を報告に来てくれ、温かい家庭を築いている話をしたりする。当時親身になった職員にお礼を言いに来たこともある。少年時代に関わってくれた、数少ない大人に感謝してくれていると考えると、優しい大人の存在は大事なんだと感じる。

【 委員 】

いじめの小さい芽というのは、家庭生活の中から差が出てくる。子どもは心豊かであってほしいと思い、毎日毎日高いアンテナを張っていたと思う。例えば子どもの言動。帰ってきたときの「ただいま」の声。何か物を置くときの仕草。帰ってくる時間などに気をつけていた。いじめの方、いじめられる方に誰がどっちになるかわからない。もし、そうなったときそれをうまく乗り越えて欲しいと思っている。親になった以上、子どもに対して責任があり最後の味方は自分しかいないと子どもに安心感を与えていた。

ある先生は、私の子どもの帰宅時間が遅い時、探し回ってくれたことがあった。結局、塾の自習室でいたのだが、親身になって寄り添ってくれた先生を見てこの先生なら何でも言えると思った。こんな先生に出会えたことは良かった。

いじめは学校だけでなくどこにでもあると思うが、周りが「一人じゃないんだ」と思わせて、(被害を)発信できる状態に作りあげることが大事。学校側から聞いた話だと高校生の80%以上がスマートフォンを持っているらしい。インターネットの中で嫌なことを書かれたということを地域からお母さんが聞く。誰でも見える場所に誹謗中傷が載るととりかえしがつかない。その子の傷は消えないだろうと思う。発見することも難しいだけに大変な時代と思う。

【 委員 】

カウンセラーとして10代から20代までの話を聞いている。悩みは対人関係の問題。自分を肯定的に認められない。家庭の悩み。この3つが多い。大学生に昔をふり返って話を聞いているといじめたこと。いじめを傍観してしまったこと。いじめに加担したこと。といった加害者側になってしまったことも心の傷になっていることがわかった。

コミュニケーション能力とかストレスへの耐性、問題解決能力を高めることの大切さを感じる。今は問題解決能力の力が低い。いじめを大人がサポートしていくことも必要だが、その子

自身が解決するような力もつけていかないとと思う。

そこで予防教育。私は心理的な予防教育というのが必要と思う。どうしたら高まるかとも思う。今できることは傍観者、加担する者を作らないということをして学校教育の中でやってもらいたい。先ほど小学生が中学生になったらいじめがあるんじゃないかという話があった。学校だけが頑張ってもモラルは身につかない。学校と家庭が連携し一体となり、そして家庭が癒しの場として機能するために女性の働く場、環境、経済的なことと課題は多い。

予防教育の効果は大きい。薬物乱用防止教室などにもいえることだが、学校の制止効果は大きいと思うのでいじめ問題についてもいろいろな方面からの予防教育を期待している。

【 委員 】

少年犯罪を担当している者として、いじめを考える際に少年犯罪として考えている。全国的な状況として話をすると、10年連続して刑法犯少年数は減少している。一方、徳島県においても昨年は、昭和31年以降最小の数であった。その特徴は全国的なものも徳島県におけるものもほぼ一緒である。3つの特徴は、『低年齢化』『成人に比べ再犯率が数倍高い』『成人に比べ共犯数が多い』ということである。この3つの特徴が少なからずいじめの特徴にもあてはまるのではないと思う。特に再犯、共犯については、同じ者がいじめを繰り返す。数人でいじめを行うといった傾向がいじめ相談からも浮き彫りになっている。

いじめについて県警で相談を受けている件数についても平成23年、24年、25年と増えている。これは県の資料にもあるように、決していじめが増えてというのではなく、相談窓口の広報、相談しやすい環境、早期発見し相談できる状況になったことが件数を増やすことになったと考えている。その相談内容を見てみると非常に匿名が多い。名前を言わないのは返しされるかも知れない、改善されないかもしれない、また仲間に戻れる可能性があるかもしれないということが理由で、名前を言った場合はマイナス面が多いと捉えられている。

また警察という立場ですが、いじめによる検挙は昨年もない。一般的に少年事件を見ると共犯者の中には先輩、後輩という関係もある。仲間であればいじめられないというのものもあるかもしれない。警察が心配しているのは再犯型の犯罪。スマートフォンやLINE。LINEだけで昨日まで仲が良かったのに無視したことで仲がこじれるといったこともある。児童ポルノからいじめといったこともある。警察もサイバー型犯罪についてはスマートフォンを携帯し、確認し、犯罪であればサイバー補導も実施している。

今後警察としても検挙活動、サポートセンターを中心とする各機関の補導活動、スクールサポーターなどをもっと活用するようにしたい。

【 会長 】

貴重な御意見をいただきました。まとめを副会長にお願いします。

【 副会長 】

小中高の学校関係の方とか、相談活動、地域の活動家の方であったり、警察の方々が取組をしていて、それはすごく有効で、いじめが減っていくことにつながると思う。今日意見を出し合いバラバラだったことが、まとまるのが良かった。例えば、小さいときから、幼小中高とつながっていきけるようないじめ防止への連携ができるのではないかと感じた。被害者、加害者、その保護者の方、子どもだけでなく大人もストレスがあったときイライラしていたりする。すると自分ではそんなことしようと思ってなくても言葉がきつくなる。また、ツイッターなどに書き込んでしまうということもよくあり、大人の社会の中にもある。そういうことが外にワッと向かうといじめになったり、ストレスが内に向かう子は不登校になったりと関連している。ストレス自体を減らすことは難しいかも知れないが、ストレスが起きたときに如何にそれを解消したり、何とかしようと思ったり、問題解決にのり出したり、「まあいいか」と流せたりする子どもに育てる。そのためには大人もそうしていかないといけない。子育て支援も大切かと感じたし、親御さんたちや学校の先生たちでできないことを手助けし、一緒にしようという形で子どもとともに考えながら、子どもが自分でこんなときはどうしたらいいかなという力を身につけていけるそんな社会になっていけばいいと思う。それによって先生たちも心の余裕ができれば、子どもたちに声をかけることができるし、関わるができるし、そうなってくると子どもたちもSOSを出しやすくなる。そういう相乗効果によりみんなが幸せになればと思う。

【 会長 】

いじめは過去からあると言われている。その通りだと思う。私はいじめは誰かがいつも見つけていたと思う。誰かが見つけていたけれども動けなかった。子ども同士が見つけていたかもしれないし、教師もおかしいなと思いつつどうしていいかわからない。親も「うちの子おかしいな」と思いつつどうしていいかわからない。実はこうしたわかっていても動けないということが、本当は動かなくてはいいんじゃないかという時代になるために法律や条例ができた。今までの日本はパターンリズムではないが、上からいくような形だったものが、下から上がっていく。学校が方針や組織を決めて動く時がきた。そういえば今回のこの法律、条例の動きは大きな意味がある。これまでやってきたことをなんで立て直さなければならぬか、今更どうしてと思っている人がいるかもしれない。だけど私は、まさにここがきっかけになると思う。